

定款の一部変更 新旧比較表

2010年 7月20日道認可

第3章 役員 (種別)第11条、(職務)第12条を以下のように改訂する。

現 行	改 訂
<p>(種別)</p> <p>第11条 この法人に、つぎの役員をおく。</p> <p>(1) 理事長 1名</p> <p>(2) 副理事長 若干名</p> <p>(3) 常務理事 1名を置くことができる。</p> <p>(4) 理事 10名～20名 (理事長、副理事長、常務理事含む)</p> <p>(5) 監事 2名</p> <p>2. 役員は、総会において選任する。</p> <p>3. 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。</p>	<p>(種別、定数及び選任)</p> <p>第11条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">理事 10名以上20名以内</p> <p style="padding-left: 2em;">監事 2名</p> <p>2. 理事のうち1名を理事長、若干名を副理事長、1名を専務理事又は常務理事とする。</p> <p>3. 理事及び監事は、総会において選任する。</p> <p>4. 理事は、互選により、理事長、副理事長及び専務理事又は常務理事を選任する。</p> <p>5. 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。</p>
<p>(職務)</p> <p>第12条 理事長は、この法人を代表し、所務を総括する。</p> <p>2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときまた、又理事長が欠けたときは、その職務を代行する。</p> <p>3. 理事長、副理事長共に事故あるときは、予め理事長が指名した理事がその職務を代行する。</p> <p>4. 理事は、理事会を構成し、所務の執行を決定する。</p> <p>5. 常務理事は、常務を処理する。</p> <p>6. 監事は、民法第59条の職務を行う。</p>	<p>(職務)</p> <p>第12条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。</p> <p>2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。</p> <p>3. 専務理事又は常務理事は、理事長及び副理事長を補佐して、理事会の議決に基づき業務を執行し、理事長及び副理事長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>4. 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。</p> <p>5. 監事は、民法第59条の職務を行う。</p>